

第 2 9 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各決定（以下これらを「本件各処分」という。）に対する異議申立て（以下これらを「本件各異議申立て」という。）の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査会における判断および答申について

本件各処分に対する本件各異議申立ては、いずれも異議申立人が、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づいて実施機関に対して行った、本市における法律相談の実施に伴う業務委託契約（以下「本件契約」という。）に関連する行政文書の公開請求（以下「本件各公開請求」という。）に対する非公開決定に係るものであり、本件各異議申立てのいずれにおいても、本件各処分の対象となる文書（以下これらを「本件各対象文書」という。）の存在を主張するものである。

したがって、相互に密接な関連性が認められることから、本件各異議申立てについて、一括して判断し、答申を行うものとする。

第 3 本件各異議申立てに至る経過

異議申立て①	公開請求日	平成28年 1月29日
	請求内容	28年度法律相談が存続するなら業務委託の予算額はいくらか、その根拠は何か、どこのだれが企画し、だれが決定するのかわかる文書（以下「本件公開請求①」という。）
	決定通知日	平成28年 2月12日
	異議申立日	平成28年 2月15日
異議申立て②	公開請求日	平成28年 1月29日
	請求内容	28年度名古屋市法律相談において派遣弁護士人数は、どこのだれが企画し、人数の根拠、だれが決定するのかわかる文書（以下「本件公開請求②」という。）
	決定通知日	平成28年 2月12日
	異議申立日	平成28年 2月15日

第 4 実施機関の主張

- 1 本件各処分に係る決定通知書によると、実施機関は、本件各異議申立てに対する行政文書を公開しない理由として、本件各対象文書を作成又は取得し

ていないため、文書が不存在であると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 異議申立人が請求している文書は、平成28年度に係る本件契約についての行政文書である。

(2) 平成28年度の予算は、平成28年 3月18日の名古屋市会の本会議（以下「本会議」という。）において成立したものであり、本件各公開請求は予算成立前に行われたため、本件各対象文書は事実上発生しない。

第 5 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件各処分 of 取消しを求める。

2 異議申立ての理由

(1) 本件異議申立て①について

この時期に28年度も実施するなら非公開はありえない。予算額の非公開はありえない。

(2) 本件異議申立て②について

この時期に企画者は不存在であるはずがない。28年度は実施しないなら別であるがだれが受諾締結するかの決定者は不存在であるはずがない。

第 6 審査会の判断

1 争点

本件各対象文書の有無が争点となっている。

2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 実施機関は、平成28年 4月 1日から翌年の 3月31日までの 1年間、市民サービスの向上をはかるために、平成28年 3月18日の本会議で予算案が議決された後、同月25日に本件契約締結の実施決裁を経て、同年 4月 1日に本件契約を愛知県弁護士会（以下「県弁護士会」という。）と締結した。

また、本市と県弁護士会は、本件契約を締結するにあたり、契約書（以下「本件契約書」という。）を作成し、仕様書に基づいて業務を実施していた。

(2) 平成28年 1月 6日、異議申立人は、実施機関に対して、平成27年度名古屋市法律相談において派遣弁護士人数は、どこのだれが企画し、人数の根拠、だれが決定するのかわかる文書の公開請求（以下「別件公開請求」という。）を行っており、実施機関は、平成27年度法律相談実施に伴う業務委託決裁等を特定して、同年 1月20日に一部公開決定を行った。

なお、異議申立人は、別件公開請求に係る決定について、異議申立てを行っていない。

3 本件各対象文書について

(1) 本件異議申立て①について

ア 当審査会において本件契約締結の起案文書、本件契約実施の起案文書及び本件契約価格決定の起案文書を見分したところ、いずれも公開請求日時点においては作成されておらず、当該年度予算が本会議において議決された後、本件契約を締結した平成28年 4月 1日までに決裁を経て、施行されていたことが認められる。

イ また、本件契約は、当該年度予算が本会議において議決されなければ、契約することが出来ず、本会議の審議状況によっては、予算額が変動する可能性もあり、本件異議申立て①の対象となる行政文書（以下「本件対象文書①」という。）を作成することは考えにくい。

ウ したがって、本会議において、当該年度予算が議決される前の時点において、本件対象文書①が存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

(2) 本件異議申立て②について

ア 本件公開請求②に対して、実施機関は、上記第 4 2(1) のとおり本件公開請求の対象となる文書（以下「本件対象文書②」という。）を、平成28年度に係る本件契約についての行政文書を特定している。

イ この点、本件公開請求②に記載された文言のみをもってすれば、上記アのように特定することは困難であると考えられる。

しかしながら、本件公開請求②は、上記 2(2) のとおり、別件公開請求の内容と年度が異なるのみであり、また、別件公開請求においては異議申立てがなされていないことに鑑みると、本件公開請求②の趣旨を、平成28年度の本件契約の業務委託決裁等、平成28年度に係る本件契約に

についての行政文書を求めるものであると実施機関が解したことは不当とまではいえない。

ウ そして、上記(1) イのとおり、本件契約は、本会議において予算が議決されなければ契約することが出来ないことから、予算の議決前の時点において、本件対象文書②が存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

4 したがって、本件各対象文書は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 3月17日	諮問書の受理
3月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
4月28日	実施機関の弁明意見書を受理
5月 9日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述等申出書を提出するよう通知
令和元年12月20日 (第24回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 3月19日 (第27回第 1小委員会)	調査審議
6月15日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久